農業経営基盤強化促進法による利用権設定等

促進事業(農地の貸借・売買)について

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、令和7年4月以降は農業経営基盤強化促進法による農地の貸借及び売買が廃止されます。

○農業経営基盤強化促進法による農地の貸借について

令和7年3月上旬公告分(申請期限:令和7年2月25日)までは新規の契約および更新が可能です。なお、基本的には農地中間管理機構による新規契約および切り替えをお願いしています。現在契約期間中の貸借については、契約期間満了日まで有効となります。

○農業経営基盤強化促進法による農地の売買について

農業経営基盤強化促進法の改正により、この制度は令和7年3月末で廃止になります。 この制度を利用した農地の売買の申請受付期限は、令和7年2月25日です。

令和7年4月以降は、**この制度による所有権移転の手続きはできません。**あっせんによる農地法第3条の売買等の活用となるのでご注意ください。

また、農業経営基盤強化促進法による売買の要件及びメリットは下記のとおりとなっていますので、農地の売買を検討されている方はお早めに農業委員会までご相談下さい。

対象農地の主な要件

- 農振農用地区域の農地であること(現況地目が農地であること)。
- 他の権利等が設定されていないこと。
- 登記簿上の土地名義人が死亡していないこと。

活用するメリット

- 売買の譲渡所得について最大800万円の特別控除が認められます。
- 所有権移転登記に係る登録免許税が軽減されます。
- 嘱託登記(所有権移転登記等を農業委員会に依頼できます)行うことができます。

このページに関するお問い合わせ先

六戸町農業委員会

〒039-2392

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60

Tel: 0176-55-3111 Fax: 0176-55-4619

Mail:noui@town.rokunohe.aomori.jp